



cutting through complexity

2015年度版 シンガポール投資ガイド

KPMGシンガポール

はじめに

このシンガポール投資ガイドは、シンガポールに投資またはシンガポールにて事業を行うことを検討されている方々のために、情報提供を目的として、KPMGが発行しているシンガポールに関する諸出版物の1つです。

この投資ガイドは、シンガポールで事業活動を行うにあたって準拠しなければならない会計制度、税制その他諸法規の概要を説明することを目的としています。

本投資ガイドで説明している情報は全てを網羅するものではなく、またそれを目的としていません。外国での投資や事業に関する意思決定を行う際には、そのプロジェクトに関わる全ての事項を詳細に検討する必要があります。したがって、この投資ガイドに示すシンガポールの投資環境は、初期段階での意思決定の参考に資するに過ぎません。

自己の事業拡大の機会としてシンガポールに注目している投資家やビジネスマンは、専門家による個々の詳細なアドバイスを受けることをお勧めします。

詳細についてのお問い合わせは、最終ページの日本関連事業部担当までご連絡ください。

KPMGシンガポール事務所

16 Raffles Quay #22-00,
Hong Leong Building, Singapore 048581

T : +65 6213 3388

F : +65 6324 2881

<http://www.kpmg.com.sg>

目次

第1章	社会及び経済の概況	1
	社会	1
	政治	2
	経済	2
第2章	事業拠点の構築	4
	外国投資規制	4
	規制業種	4
	事業認可	5
	会社設立及び支店の登録	6
	パートナーシップ及び個人事業の登録	9
	駐在員事務所の登録	10
	労働関係	10
	主な監督官庁	13
第3章	法人税	14
	法人税制の特色	14
	税率	14
	課税年度と基準年度	14
	申告・納税手続き	15
	納税者の区分(居住法人・非居住法人)	16
	課税所得の計算	16
	損益通算納税制度	22
	源泉税	22
	外国税額控除	25
	利益の送金	26
	インセンティブ	26
	投資保有会社	27
	移転価格税制	27
	過少資本税制	28
	タックス・ヘイブン税制	28
	間接税	28
	租税条約	31
	税務調査	33
	事前裁定制度	34
	パートナーシップの税制	34
	その他の税金、負担金及び賦課金	35

第4章	個人所得税	37
	納税者の区分(居住者・非居住者)	37
	申告・納税事務手続き	37
	税率	38
	課税対象	38
	所得控除	42
	課税所得の計算	44
	短期滞在者課税	44
	地域代表者 (Area Representative)	45
	NOR スキーム	45
第5章	会計と監査	46
	シンガポールの会計原則	46
	帳簿組織・会計帳簿の保存	46
	決算業務	46
	主な会計基準及び日本基準との違い	48
	法定監査と監査基準	52
	取締役の利害関係	53
	経営者確認書 (Representation Letter)	53
	監査人の独立性	53
	年次報告書	53
第6章	会社法	55
	株式	55
	株主総会	55
	取締役	56
	会社秘書役(カンパニーセクレタリー)	57
	ローカルエージェント	57
	会社の決算と配当	57
	会社の清算	58
	種類株式と金庫株(自己株式の取得)	58
	組織再編、合併	59
	減資	59
付録	英語の略語一覧表	60
	連絡先	61

第1章

社会、政治及び経済の概況

社会

人口

シンガポールの統計局 (Department of Statistics Singapore - 以下DSSと称する) が発表した統計数字によると、2014年においてシンガポールの人口は5,469.7千人 (うち3,870.7千人がシンガポール国民及び永住権保持者) になっている。2014年6月現在、シンガポール国民及び永住権保持者の民族構成は74.3%が華人、13.3%がマレー人、9.1%がインド人でその他が3.3%である。

言語

憲法上、国語はマレー語である。公用語は英語、中国語 (北京語)、マレー語及びタミル語 (インドの方言) の4ヶ国語になる。観光名所ではところによって、日本語と韓国語の表記もある。

宗教

2010年に行われた人口調査によると、15才以上の居住者の中、約83%の人が信仰を持ち、44.2%が仏教もしくは道教、14.7%がイスラム教、キリスト教が18.3%、ヒンズー教が5.1%となっている。

教育

2014年の人口調査によれば、15才以上のシンガポール国民及び永住権保持者のうち96.7%が読み書きの能力を持っている。中学校で成績の優秀な生徒がフランス語、ドイツ語または日本語といった外国語を勉強することができる。学校制度において、一般的な進路は、小学校 (Primary) 6年、中学校 (Secondary) 4年 (または5年)、高等学校 (Junior College) 2年、大学 (University) 3年 (または4年) というコースがあり、中学校から専門学校 (Polytechnic) へ進むコースもある。その他、中学校から技能教育研究所 (Institute of Technical Education) へ進学するコースがある。

通貨

シンガポールの通貨はシンガポール・ドルである。

政治

歴史

1819年以降英国の植民地になって、1959年に自治権を得た。1963年にマレー連邦の一員になったが、1965年8月9日に独立した。1965年9月21日に国際連合の第117加盟国となった。

政治制度

シンガポールの政体は立憲共和制で、元首は大統領である。議会制度は一院制であり、与党の人民行動党 (People's Action Party) が圧倒的な議席を確保している。

法律制度

基本的に英国の慣習法いわゆるコモン・ローに依存した法律体制である。全ての可能性について条文化されているのではなく、実際の運用における慣習及び判例の割合が大きいと言える。

経済

産業構造

DSSが2014年に出版したYearbook of Statistics Singapore 2014によれば、2013年に登録された会社の数は37,288社で、同年に閉鎖された会社の数は17,376社である。登録された会社の中、9.5%が物造り産業(製造業及び建築業)で、サービス提供業(卸売・小売、ホテル・レストラン、交通・通信、財務及び諸ビジネスサービス等)が88.4%で、不動産事業が2.1%である。

政府政策

1999年に政府が「インダストリー21」という21世紀に向かうシンガポールの経済発展を図る計画書を発表した。通産省 (Ministry of Trade and Industry) が経済開発庁 (Economic Development Board – 以下EDBと称する) を主として、関係官庁を通じて施策する。

外資導入政策

1965年に独立以降、政府が「外資導入を軸とする工業化」等の政策をもって経済を推進してきた。シンガポールでは一部の公益事業やメディア関係等を除き、100%外資の会社や支店等を設立・登録し、事業を営むことができる。ただし、特定事業に対しては許認可を取得する必要がある。

為替管理

為替管理法(Exchange Control Act)は現在も有効になっているが、全ての為替管理(統制)は1978年に撤廃されている。外国送金または受入に対する制限はない。シンガポール・ドルの安定を図るため、政府がシンガポール・ドルの非国際化政策を維持してきたが、1998年以降、規制緩和が徐々に進められている。銀行に対しては、非居住者へのシンガポール・ドル建ての与信(融資)の供与はシンガポール金融庁(Monetary Authority of Singapore – 以下MASと称する)の許可が必要である。

金融政策・金融市場

1971年にシンガポールの中央銀行として設立されたMASはシンガポールをアジアの金融センターに育成すること等を目的とし、通貨及び金融政策から金融機関の規制監督までの業務を管轄にしている。シンガポールでは、126行の商業銀行(Commercial Banks; 2015年4月現在)が営業している。国際的な金融センターとして、国際通貨での資金調達に関する規制が特にないため、金利・通貨スワップ、金利先物などの金融商品が利用できる。

第2章

事業拠点の構築

外国投資規制(現地資本の参加要請)

国家の安全保障に係る公益事業、メディア関係等の特定業種に関する出資比率制限以外の規制はない。

規制業種

規制業種としては、以下のようなものがある。

メディア

放送法(Broadcasting Act)、新聞・印刷機法(Newspaper and Presses Act)による規制。

電気・ガス

電気法(Electricity Act)、ガス法(Gas Act)による規制。

製造

製造業規制法(Control of Manufacture Act)により一定の品目を取扱う場合には事前に登記が必要。

金融

銀行法(Banking Act)による規制。

法律サービス

法律事務所一弁護士法(Legal Profession Act)による規制。

事業認可(主な業種について)

銀行業(銀行制度含む)

MASから銀行事業認可証(Banking Licence)を取得する必要がある。

生命保険業

MASから保険事業認可証(Licensed Insurers)を取得する必要がある。

旅行業

シンガポール観光庁(Singapore Tourism Board – 以下STBと称する)より旅行代理店認可証(Travel Agent Licence)、一般観光案内人認可証(General Tourist Guide Licence)等を取得しなければならない。

飲食業(酒、タバコ)

飲食業を営むため、まず環境庁(National Environment Agency)から食品販売店許可(Food Shop Licence)等を取得しなければならない。酒、タバコを売る場合、シンガポール警察庁内にある酒類ライセンスユニット(Liquors Licensing Unit)より酒類販売許可(Liquor Licence)及び健康科学庁(Health Sciences Authority)からタバコ小売認可証(Tobacco Retail Licence)を取得する必要がある。

不動産仲介業及び開発

不動産仲介評議会(Council for Estate Agencies)より不動産仲介業者認可証(Estate Agent Licence)を取得する必要がある。5軒以上の住宅を建設するのに都市再開発庁(Urban Redevelopment Authority)より住宅開発許可証(Housing Developer's Licence)が必要である。

建設業

専門技術者局(Professional Engineers Board)より国家資格を有する専門家サービスの提供許可証(Licence to Supply Professional Engineering Services by a Corporation)を取得しなければならない。

教育

私立学校、私塾、幼稚園等を経営する場合、教育省 (Ministry of Education) から学校登録証明書 (Certificate of Registration of School) を取得しなければならない。ただし、外国教育システムを採用する私立学校などについては、私立教育審議会 (Council for Private Education) から学校登録証明書 (Certificate of registration of private education institutions) を取得しなければならない。

人材派遣

人材開発省 (Ministry of Manpower) より人材派遣事業許可証 (Employment Agency Licence) が必要となる。

危険物

危険物を取扱うのに、危険物輸出入及び販売許可証 (Licence to import, export and sell hazardous substances)、危険物の購買・貯蔵・使用許可 (Permit to purchase, store and/or use hazardous substances) 等を取得しなければならない。毒物法 (Poisons Act) に規制された毒物質の取扱いには健康科学庁 (Health Sciences Authority) から毒物取扱許可証 (Poisons Licence) を取得する必要がある。

会社設立及び支店の登録

会社の設立手続き

(1) 会社名 (商号) の決定

- ・ 会社設立の前に、会社登記を管轄する会計企業統制庁 (Accounting & Corporate Regulatory Authority – 以下ACRAと称する) に社名登録を申請し予約する必要がある。ACRAに既に登録されている商号・類似している商号は許可されないため、社名を最低3案程度用意しておくといよい。
- ・ 組織の形態を表すものとして、私的有限会社の場合、全ての社名の最後には「Private Limited」、「Pte. Limited」、「Private Ltd.」もしくは「Pte. Ltd.」をつけることが義務付けられている。
- ・ 会社名登録には有効期限がありその有効期限は60日であるが、必要に応じ、さらに60日の延長が可能である。実務ではこの期間に会社設立を行えばよいことになる。

(2) 主な事業内容の決定

2004年から改正会社法により、シンガポール法人の定款は会社の事業目的を記載する必要がなくなったが、主な事業内容はBiz FileにてACRAに登録する必要がある。

(3) 株主兼発起人の決定

株主は個人または法人を問わず、シンガポール居住者である必要はない。最低資本金はS\$1で、シンガポール・ドル以外の通貨にすることも可能である。

(4) 取締役の決定

取締役は1名以上必要である。その内最低1名は、シンガポール居住者でなければならない。外国人の場合は、永住権(Permanent Residence)もしくは就業許可証(Employment Pass – 以下EPと称する)保持者であれば居住者取締役として就任できる。

(5) 登記住所

設立時にACRAに登録する住所。

(6) 必要書類

- ・ 株主代理人任命書(法人が株主の場合に必要)
- ・ 取締役就任宣誓書(Form 45)
- ・ 会社定款(M&A)

(7) 登記料

会社設立のためのACRAへの登記料は会社の規模に関わらず、\$300-である。株式資本が\$500,000-以上の会社はシンガポールビジネス連合(Singapore Business Federation)に登録しなければならない。その年会費として資本金の規模により\$300～\$800を支払う。

(8) 営業許可申請・取得

業種により所轄官庁の営業許可が必要となる。例えば、金融業・保険業はMAS、旅行業はSTBの許可が必要となる。

(9) 会社設立後の手続き

● 第1回取締役会での主な議題

- 初代取締役の追認、新取締役の任命あるいは取締役の解任
- 会社名・住所の報告
- 発起人から法人への株式の譲渡（発起人が最初から株主である法人の場合は不要）
- 株券の発行
- 増資、臨時株主総会の招集
- 決算日の決定
- 銀行口座開設及び署名人の決定
- コモンシール（社印）の承認
- 取締役の会社との間の利害関係宣誓
- 法定監査人の選任（設立後3ヶ月以内）
- 秘書役（セクレタリー）の選任（設立後6ヶ月以内）

● 臨時株主総会

- 株式割当権限を取締役に委任

支店の登録手続き

支店設立は会社設立と同様にACRAに社名登録の申請を事前に行い、承認を得る必要がある。社名は本店と同じ、もしくは本店名にシンガポール支店と付けることもできる。例えば、ABC Co., Ltd. (Singapore Branch)。

事業年度

会社が自由に決定できる。ただし日本法人の連結子会社の場合は、同法人の事業年度終了日以前3ヶ月以内である必要がある。

支店の場合、本店と同じ。

秘書役の職務内容

シンガポール会社法 171 条に基づき、全ての会社は会社設立後 6 ヶ月以内に秘書役を選任しなければならない。秘書役はシンガポール居住者（外国人であっても永住権、EP 保持者であれば可能）で秘書役としての知識や経験をもっている者でなければならない。取締役が 2 人以上の場合、取締役が秘書役を兼任することは可能である。

清算・閉鎖

現地法人と支店では手続きが異なる。支店を閉鎖する時は事業の中止から2週間以内にACRAへ通知する必要がある。

現地法人の清算手続きには、株主による任意清算、債権者による任意清算、裁判所による清算がある。ここでは株主による任意清算を説明する。会社の取締役の過半数が出席する取締役会を開催し、株主による任意清算開始の承認、債務支払能力の宣誓 (Declaration of Solvency) 及び清算を決議する臨時株主総会 (Extraordinary General Meeting) の招集等を決議する。臨時株主総会では、清算人の任命等の決議を行う。

パートナーシップ及び個人事業の登録

パートナーシップ(無限責任組合)

パートナーシップは2人から20人で構成される。21人以上になる場合は、会社法に基づき、会社として登録しなければならない。通常、全てのパートナーはパートナーシップのマネジメントにおいて同じ権限がある。パートナーシップ(無限責任組合)は事業登記法 (Business Registration Act) に規定されている。

パートナーシップ(有限責任組合)

シンガポールにおける新たな事業体制度である有限責任組合 (Limited Liability Partnership - 以下LLPと称する) が2005年4月11日より発効になった。個人、法人、外国法人または他のLLPがパートナー (最低2名必要) になることができる。LLPの特徴は有限責任制であり、LLPが債務超過した場合、パートナーの出資額の範囲までしか責任を負わないことになる。LLPはLimited Liability Partnerships Actに規定されている。

パートナーシップ(有限組合)

2008年5月4日より発効になった新たな事業体制度である有限組合 (Limited Partnership - 以下LPと称する) は独自の法人格がない。個人、法人、外国法人がパートナー (最低2名必要: 1名はジェネラルパートナーで、1名はリミテッドパートナー) になることができる。ただし、パートナー全員がシンガポール国外に居住している場合にはローカルマネージャーを任命する必要がある。LPの特徴はジェネラルパートナーがLPの債務・義務に対して責任があり、リミテッドパートナーの場合はLPの経営に関与していない限り、自分の出資額の範囲までしか責任を負わないことになる。LPはLimited Partnerships Act 2008に規定されている。

個人事業(無限責任)

個人事業 (Sole Proprietorship)とは個人による事業であり、パートナーはいない。個人事業主は事業登記法に定められている要請に準拠する。

駐在員事務所の登録

定義

金融業、旅行業等の場合を除き、シンガポール駐在員事務所 (Representative Office) の開設は一般的にシンガポール国際企業庁 (International Enterprise Singapore – 以下IESと称する) の管轄である。業務内容として許容される活動と許容されない活動がある。

条件

駐在員事務所として行える活動範囲は、本社のために行う市場調査や進出にあたっての企業化調査、展示会への製品の出展などで、営業・事業行為とならない範囲での活動となる。

登録手続き

IESのウェブサイト(<https://roms.iesingapore.gov.sg>)からオンラインで登録手続きを行う。登録は通常1年間有効で、更新は可能であるものの、原則として最長3年で現地法人または支店の設立か撤退の判断を求められる。登録時に必要な提出書類は、本社の直近の監査済財務諸表や本社の会社設立証明書などである。

労働関係

労働市場

労働人口は3.62百万人であり、失業率は年間平均1.9%である(2014年現在)。

労働法規及び条件

労務管理は雇用法 (Employment Act) に準拠する必要がある。雇用法は労働者保護のための最低労働条件を定めている。主な内容として労働契約、労働時間、賃金の支払、休日などが規定されている。労務に関するその他の法律は外国人労働者雇用法 (Employment of Foreign Manpower Act)、入国管理法

(Immigration Act)、中央年金基金法(Central Provident Fund Act)、産業関連法(Industrial Relations Act)、労働組合法(Trade Unions Act)、定年退職及び再雇用法(Retirement and Re-Employment Act)などがある。

労使関係

政府は労・使・政の3者の協調を指導しており、協力関係は良好である。3者の代表によって構成される全国賃金評議会(National Wages Council – 以下NWCと称する)では、毎年賃金に関する審議が行われガイドラインを発表している。NWCは、昨年度の業績、労働市場の状態、賃金、生産性、インフレーションなどを考慮し、柔軟な賃金体系の導入を提案している。

1961年に全国労働組合評議会(National Trade Union Congress – 以下NTUCと称する)は設立され、60組合、1タクシー協会、11連合及び5関係機関が加盟しており、会員数は830,000人超である(2015年現在)。労働者が各自で労働組合に加入するかどうかを決定する。

外国人の労働、就業許可証(EPの取得手続き)

外国人が外国企業のシンガポール支店、駐在員事務所、現地法人等に勤務する場合、人材開発省(Ministry of Manpower – 以下MOMと称する)に就労許可証の発給申請を行う必要がある。一般的には申請者の資格、能力と収入により、EPまたはSパスの2つのカテゴリーに分類される。月収S\$4,000以上のEPまたはSパス保持者の家族(配偶者と21歳未満の未婚の子供)がシンガポールに居住する場合には、扶養家族滞在許可証(Dependant's Pass)の取得が必要となる。なお、月収S\$8,000以上のEP保持者は、両親の長期滞在許可証(Long Term Visit Pass)を申請することができる。

2014年8月1日よりフェアコンシダレーション制度が施行され、企業が外国人の幹部や専門職のEPを新規に申請する場合(EP保持者が雇用主を変更する場合を含む)にはまず、労働開発機構(Workforce Development Agency – 以下WDAと称する)の求人ウェブサイト「Jobs Bank」に14日間シンガポール人を対象とした当該求人を掲載しなければならないこととなった。その後、求人がいなかった場合には外国人雇用者のEP申請を行うこととなる。ただし、下記のいずれかに該当する求人は当該掲載が免除される。

- ・ 従業員25人以下の企業における求人
- ・ 月額給与がS\$12,000以上である求人
- ・ 1ヶ月未満の短期就業の求人
- ・ WTOのサービスの貿易に関する一般協定で定義される企業内転勤者の要件を満たす求人

シンガポールでビジネスを行う場合は、MOMにアントレパス(EntrePassー企業家向けビザ)を申請する必要がある。アントレパスはシンガポールでビジネスを始めた外国企業家向けのEPである。一般のEPと違って、アントレパスを申請する時、MOMに事業計画を提出し、承認された場合、アントレパスが発行される。

外国人労働者賦課金・技能開発基金税

雇用主は労働許可証(Work Permit)とS Pass保持者の外国人を雇う際、賦課金(Foreign Worker Levy)を銀行口座自動引落し(General Interbank Recurring Order ー 以下GIROと称する)にて毎月支払わなくてはならない。また、雇用主は、国籍を問わず全被雇用者に適用される技術開発基金税(Skills Development Levy)を負担しなければならない。

出入国管理制度

出入国管理局(Immigration & Checkpoints Authority)の管轄になる。

年金・基金制度

シンガポールの国民もしくは永住権所持者(3年目以降)である従業員の月額賃金(S\$5,000を限度)に対しては労使共に中央年金基金(Central Provident Fund ー 以下CPFと称する)への拠出が義務付けられており、限度額を超える賃金に関しては任意である。月額賃金及び年齢によって拠出率は異なる。月額賃金が1,500ドルを超えた場合、雇用主と従業員のCPFへの拠出率は従業員が50歳以下の場合、それぞれ月額賃金の17%、20%である。従業員が51歳から55歳までの場合はそれぞれ16%、19%、56歳から60歳までの場合はそれぞれ12%、13%、61歳から65歳までの場合はそれぞれ7%、7.5%であり、また66歳以上の場合はそれぞれ8.5%、7.5%である。(2015年4月現在)。

解雇

雇用法の対象者を解雇する場合、雇用法に定められている取扱いを最低限守らなければならない。雇用法の対象外となる従業員等を解雇する場合、雇用主と従業員の間に締結した雇用契約書の条件に基づくことになる。

主な監督官庁

官庁	主な業務
Accounting and Corporate Regulatory Authority (ACRA)	会社登記、支店登録及び会計基準・公認会計士の管轄 等
Central Provident Fund (Board) (CPF)	雇用者登録、中央年金基金の徴収 等
Economic Development Board (EDB)	経済開発に関連するインセンティブの申請審査・承認 等
Health Sciences Authority (HSA)	医療に関する許認可の申請審査 等
Inland Revenue Authority of Singapore (IRAS)	税金の徴収、インセンティブ・免税申請の審査・承認 等
International Enterprise Singapore (IE Singapore)	駐在員事務所登記 等
Ministry of Manpower (MOM)	就業許可証、扶養家族滞在許可証の申請 等
Monetary Authority of Singapore (MAS)	金融政策の施策、銀行業に関する許認可の申請審査 等
Singapore Tourism Board (STB)	旅行業に関する政策の施策・許認可の申請審査 等
Workforce Development Agency (WDA)	職業訓練政策の企画・実施 等

第3章

法人税

法人税制の特色

シンガポールにおいて、所得は、所得税法 (Income Tax Act) 及び経済拡大奨励 (所得税免除) 法 (Economic Expansion Incentives (Relief from Income Tax) Act) に基づいて課税される。一般的に所得税法を執行する権限は、税務官に委ねられている。しかしながら特定の税務恩典に関しては、経済開発庁 (EDB)、シンガポール国際企業庁 (IE Singapore) 並びにシンガポール金融庁 (MAS) が管轄している。

税率

法人税率は、17%である。ただし、課税所得の最初の1万シンガポール・ドルの75%及び次の29万シンガポール・ドルの50%が免税となっている。

課税年度と基準年度

賦課年度

賦課年度は毎年1月1日から12月31日までである。例えば2016賦課年度は、2015年1月1日から2015年12月31日までの暦年を指す。

基準年度

各賦課年度の所得は、基準年度にそれぞれの所得源泉から稼得された所得に基づいて算定される。

(例)

<u>賦課年度</u>	<u>基準年度</u>
2016年	2015年1月1日～2015年12月31日

しかし、通商、事業、専門職業及び商売を行っており、その会計年度終了日が12月31日以外の場合は、通常暦年に代えてこの会計年度を基準年度とすることが認められる。

(例)

<u>賦課年度</u>	<u>基準年度</u>
2016年	2014年4月1日～2015年3月31日

申告・納税手続き

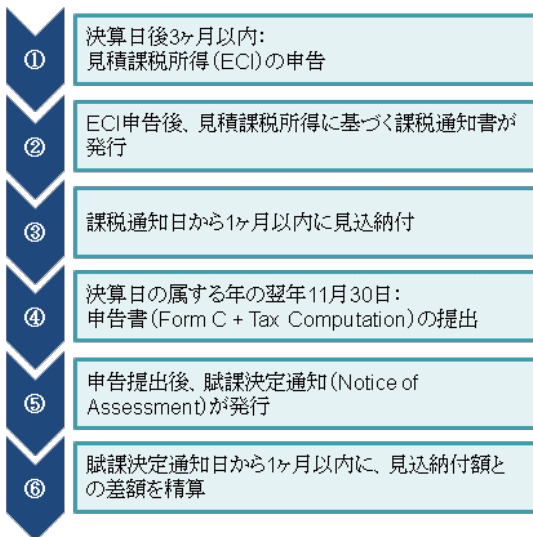
所得申告手続き

決算日後3ヶ月以内に見積課税所得を内国歳入庁 (IRAS) に申告しなければならない。その後賦課年度の11月末までに税務申告書(フォームC、監査済あるいは未監査財務諸表、税金計算書)をIRASに提出しなければならない(例: 2016賦課年度の申告書提出期限は、2016年11月30日)。なお、期限延長は原則として認められない。

賦課決定

前述の見積課税所得申告書及び税務申告書に基づき、IRASは賦課決定通知書を発行する。なお、詳細なレビューを要する場合、一旦見積賦課決定が通知される場合がある。また、賦課決定通書を発行した後であっても、税務官は4年間は追加賦課決定を行うことができる。

申告から賦課決定までの流れは以下のとおり。



不服申請

賦課税額に異議がある場合は、原則として 2 ヶ月以内に賦課決定通知書に対する不服申請を行うことができる。ただし、その場合でも賦課決定額を一旦支払わなければならない。

訴願

IRASは、全ての情報を入手後、原則として6ヶ月以内に、不服申請に対する決定を通知する。納税者はIRASの決定に同意しない場合には、30日以内に訴願をすることができる。

納税

納税は、前述の賦課通知書の発行日から1ヶ月以内に行わなければならない。期限内に納税が行われなかった場合は、5%の延滞税が課される。さらに支払命令通知書の期日から60日以内に納税が行われない場合は、毎月さらに1%の延滞税が課される(ただし、12%を限度とする)。また、納税は、現金、小切手、インターネットバンキングのほか、自動引落しシステム(GIRO)による月次分割納税も認められる。

納税者の区分(居住法人・非居住法人)

居住者の定義

シンガポールにおける税務上の居住者判定は、事業の経営及び管理がシンガポール国内で行われているかどうかによって行われる。この「経営と管理」は、取締役委ねられており、企業がシンガポールで取締役会を開催している場合は、通常シンガポール居住者とみなされる。外国企業のシンガポール支店は海外本店により経営と管理がなされているため、居住者とはみなされない。居住法人・非居住法人とも法人税率をはじめとして適用される税制は同じであるが、国外源泉所得に対する免税措置、租税条約に基づく軽減税率の適用などの税制優遇を非居住者(支店)は享受できない。

課税所得の計算

税額計算の基礎となる課税所得は、監査済財務諸表の税引前利益に会計上の減価償却費や損金不算入項目等を加算し非課税所得や税務上の減価償却費等を減算して算定される。

課税の範囲

テリトリアル課税ベースを採用しており、(1)シンガポールで生じた所得または源泉のある所得、(2)国外源泉所得のうちシンガポールで受領された所得、が課税対象となる。

ただし、シンガポールで受領した国外源泉所得のうち配当所得、支店所得、サービス所得については、以下の要件を満たした場合免税となる。

- ① 特定国外源泉所得が当該外国で法人税課税されていること(当該外国における優遇措置により免税となった場合には課税されたとみなされる)
- ② シンガポールにて所得を受領した年度において、海外から所得を受領したその外国の最高税率が15%以上であること
- ③ この免税措置がシンガポール居住者にとって便益があると認められること

課税の対象

課税対象所得は、通商、事業、専門職業及び商売から稼得された所得、雇用所得、配当金、利息、年金、恩給、賃貸料、ロイヤルティ、プレミアムその他の不動産から稼得された所得並びに収入の性格を有する上記以外の所得である。

レベニューネイチャーとキャピタルネイチャー

所得税法には、所得(レベニューネイチャー)に対して課税し、資本取引利益(キャピタルネイチャー)には、課税しないと規定されているが、同法にはこれらの定義が明記されていない。事業としての性質を有するか否かを総合的に判断の上、課税所得もしくは非課税所得と判定される。

受取配当金

シンガポール法人から受領した受取配当金は、免税となる。また、免税または軽減税率が適用された所得を原資として配当された場合も同様に、受取配当金は、免税所得となる。なお、外国法人からの配当については、特定海外源泉所得の免税措置の項目を参照のこと。

利子所得

受取利息は、受け取った時点または、それを受け取る権利が発生した時点で受取側の所得となる。ただし、オフショア利息収入の場合は、シンガポールに送金されたまたは送金されたとみなされる時点で課税される。

キャピタル・ゲイン(有価証券評価損益を含む)

キャピタル・ゲインは、非課税である。ただし、キャピタル・ゲインの定義がなく、取引毎に対象資産、資産の保有期間、取引の継続性、資産購入時の意図、資産売却時の状況、ファイナンスの方法等を総合的に判断して決定される。なお、2012年6月1日から2017年5月31日までの期間の普通株式の売却益は、当該株式を24ヶ月かつ20%以上保有していた場合には原則としてキャピタルネイチャーと判断される。

損金算入項目

収益獲得のために支出された費用で借入金の利息、土地や建物の賃借料、回収不能となった貸し倒れ及び不良債権、機械設備の修理費用、海外で発生した本社費等を含む。

損金不算入項目(乗用車に関わる費用を含む)

税法上の規定によりまたは資本的支出であるために損金算入が認められない費用、事業開始日前に発生した費用(ただし、最初の収益を獲得した年度及びその前年度の費用については損金算入可)、個人的費用、所得税、収益を生まない投資または資産に関わって使用した資金の借入利息、乗用車(Sプレート)に関わる費用、従業員報酬額の1%(ただし、一定の条件を満たす場合は2%)を超える医療費負担、ハイヤーに関わる賃借料及び関連費用等が含まれる。

税務上の減価償却費

減価償却費はキャピタルネイチャーに該当する支出を伴わない費用であるため、損金算入の要件は満たさないものの、固定資産の磨耗は実際の事業コストであることから、一定の固定資産については税務上の減価償却が認められている。

① 機械装置・器具備品

キャピタルアローワンスと呼ばれる税務上の減価償却費の対象となる。まず初年度に20%償却を行い、残存額を税法が定める耐用年数表に記載されている耐用年数で償却する。なお、上記普通償却に代えて、以下の償却を選択することも可能である。

・3年償却

・コンピューター、オートメーション機器について1年償却

・S\$5,000以下の少額資産について1年償却(各賦課年度 S\$30,000が限度)

② 知的財産

知的財産に関する減価償却費に関しては、ライティングダウナーワンスとして5年間の均等償却が認められている。

③ 建物

経済開発庁(EDB)からの承認に基づき、食品飲料事業、印刷事業、石油化学製品、薬品事業等の産業分野に属する建物や構築物について適格な要件を満たす形で建設された建物に関して税務上の償却(ランドインテシフィケーションアローワンス)が認められる。認められた場合の償却は、初年度償却25%、以降5%償却となる。

なお、資産処分時には、税務上の簿価と売却価格との差額が税務上の減価償却費の過不足として調整される(バランシングチャージ/バランシングアローワンス)。

外国為替差異の取扱い

収益項目に関わる為替差損益は、実現、未実現に関わらず、発生賦課年度に損金または益金算入される。資本項目に関わる為替差損益は、損金または益金算入は認められない。ただし、指定外貨建銀行口座残高に関わる為替差損益は、税務当局の承認等を要件として損金または益金算入が認められる。

事業開始日以前に発生した費用の損金算入

原則として事業開始日以前に発生した費用は損金算入が認められない。ただし、事業収益が発生した会計年度の期首日をみなし事業開始日とし、当該年度の発生費用を損金算入することができる。なお、2012賦課年度より、みなし事業開始日の直前年度の費用の損金算入も認められることとなった。(ただし、Section 10Eに区分される企業(投資企業等)の事業開始日以前に発生した費用については、上記規定の適用はない)

試験研究開発費の取扱い(ノウハウ、特許料を含む)

シンガポール国内での研究開発で自社内の研究開発または国内委託研究開発機関での委託開発研究の支出の150%(研究開発機関がシンガポール国外の場合は、会社の事業に関連した研究開発であり、研究開発からの便益がシンガポール会社に帰属することを要件として100%)が損金として認められる(2009賦課年度から2025賦課年度の期間)。また、財務大臣によって承認されたプロジェクトの場合は、割増控除やコスト・シェアリング・アレンジによる5年償却も認められる。さらに2011賦課年度から2015賦課年度にわたり、生産・技術革新クレジットによる損金算入の拡充も認められている(2018賦課年度まで延長)。

＜生産・技術革新クレジット(PIC)＞

研究開発、デザインへの投資、知的財産の獲得、知的財産の登録、オートメーション化の投資、従業員の研修の6つの活動に該当する適格な支出について、40万シンガポール・ドルまでの支出額の400%の損金算入が可能。支出額は2016賦課年度から2018賦課年度まで合算し、3年間で120万ドルという形で損金算入することも可能である。また、一定の要件(3名以上の現地従業員を少なくとも3ヶ月以上雇用など)を満たす場合には、上記損金算入に替えて、各賦課年度における適格支出のうちS\$100,000を限度として60%の現金付与を選択することも可能である。

繰越欠損金等の取扱い

繰越欠損金は、関連比較日においてその会社の発行済株式数の少なくとも50%以上を同一の株主、あるいは同一の株主のために保有していること(株主変動テスト)を条件として無期限に繰り越すことができる。税務上の未消化減価償却費は、株主変動テストに加えて同一事業を継続していること(同一事業継続性テスト)を条件に無期限に繰り越すことができる。株主変動テストの方法は、最終親会社为上場、非上場により異なるが、最終親会社または損失等を繰り越すシンガポール会社の監査人または取締役等からの証明書の提出が要求される。

欠損金等の繰戻還付

2006賦課年度より当賦課年度に発生した欠損金及び税務上の減価償却費を1年だけ前賦課年度に繰り戻すことができる。繰戻還付の上限は、総額10万シンガポール・ドルであり、繰越欠損金等に適用される株主変動テスト及び同一事業継続性テストが適用される。

機能通貨会計の税務上の取扱い

2003年1月1日以降に開始する会計年度から機能通貨会計が導入されたことに伴い、シンガポール・ドル以外の機能通貨で財務諸表を作成する会社は、当該機能通貨で税金計算書及び財務諸表を税務当局へ提出しなければならない。ただし、税金の納付は、税金計算書で計算された当該機能通貨での税額に法人税率と所定の平均為替レートを乗じて算出したシンガポール・ドルで納付する。

特定海外源泉所得の免税措置

2003年6月1日以降にシンガポールで受領した海外源泉配当所得、海外支店の所得(利子、ロイヤルティを除く)、海外源泉サービス所得(以下特定海外源泉所得)は、以下の要件を満たした場合は免税となる。

シンガポールにて所得を受領した年度において海外から所得を受領したその外国の最高税率が**15%以上**であること、特定海外源泉所得が当該外国で課税されている、または課税されたとみなされること(2004年7月1日より当該外国で税優遇措置を取得した結果免税となった場合は課税されたとみなされる)及びこの免税措置がシンガポール居住者にとって便益があるとIRASが認めることを条件に免税となる。

リースの取扱い

オペレーティング・リースでの貸手の処理は、受取リース料が課税所得となる一方でリース資産として計上された固定資産に関して税務上の減価償却費の控除が認められる。ただし、当該リース料以外の所得からの控除は認められない。借手は、リース料の損金算入が認められる。

ファイナンス・リースは、販売と販売でないケースに分類され、販売とみなされる場合の貸手は、ファイナンス・チャージが課税所得となる。借手は、ファイナンス・チャージ及び税務上の減価償却費の控除が認められる。販売とみなされない場合は、オペレーティング・リースと同様の取扱いとなる。

貸倒引当金の取扱い

一般引当金は、損金算入が認められない。個別引当金で回収が実質的に困難であると証明できる場合のみ損金算入が認められる。ただし、金融機関に対しては特例として一定の比率で一般引当金の損金算入が時限的に認められている。

債務免除益、債権放棄損

債務の免除益は、原則として営業取引に関わるものは課税対象となり、非営業取引に関わる免除益は非課税である。債権放棄損は、原則として営業取引に関わるものは回収可能性を判断し、非営業取引に関わるものは損金不算入となる。

交際費

交際費は、事業に関連するものであれば金額に制限なく損金算入が認められる。

寄付金

2009 暦年から 2015 暦年の間になされた適格寄付金(政府または指定 Institutions of Public Character (IPC) への寄付金等)については 250%の所得控除が認められるとされてきたが、2015 年の税制改正により 2015 暦年の適格寄付金については 300%の所得控除が認められる。また、2016 暦年から 2018 暦年の間になされた適格寄付金については、250%の所得控除が認められる。

損益通算納税制度

2003賦課年度より、同一グループ会社間で当期の未消化減価償却費、欠損金及び寄付金の通算を行うことが認められている(**Group Relief**)。なお、適用のためには、シンガポールで設立された持株会社グループで期末時点での持株比率が75%以上であることが要件となる。なお、相殺可能なのは当期発生部分のみである。また、日本の連結納税とは異なりグループ会社間の損益を通算するものではないことに留意が必要である。

源泉税

シンガポールで稼得されたとみなされる所得

非居住者がシンガポールにおいて稼得したまたはシンガポールにおいて稼得したとみなされる所得については、源泉徴収の方法によって課税される。

主なものとしては、借入や債務に関わる利子またはその他の支払、動産の使用あるいは使用する権利に対するロイヤルティの支払、科学的、技術的、産業的知識や情報の使用に対する対価あるいはそれらの支援やサービスの提供に対する対価、取引または事業等のマネジメント・サービスの対価が挙げられる。

なお、従来源泉税の対象とされていたシンガポール支店への利息、テクニカルフィー、マネジメントフィー及びロイヤルティに関する支払は、**2014年2月21日**以降の支払については、源泉税の対象とならず、**Waiver**の申請が不要となった。

ソフトウェアに対する支払については、**2013年2月28日**より権利ベースアプローチが導入され、**Copyright right**(取得者が取得した著作権を商業目的で 사용할ことが可能)と**Copyrighted article**(取得者は取得した著作権を個人用または自ら営む事業の範囲内での使用のみに限られる)という2つに区分し、**Copyright right**の部分的譲渡による対価及び使用の対価のみがロイヤルティに該当し、源泉税の対象になることとされている。

技術支援サービスに関しては、サービスの提供がシンガポール国外で行われる場合は、所定の要件を満たせば、シンガポール源泉税の対象とはならない。また、マネジメント・サービスに関しては、実費のみの請求であれば同様に源泉税の対象とはならない。またマークアップがある場合でもサービスの提供がシンガポール国外で行われる場合は、所定の要件を満たせば、シンガポール源泉税の対象とならない。

配当金

シンガポール居住会社が非居住者に支払う配当に対しては、源泉税は課されない。

支店の利益送金

外国企業のシンガポール支店の海外本店への税引後利益の送金には、源泉税は課されない。

非居住取締役への役員報酬

非居住取締役への役員報酬は、源泉税が課される。

源泉税の納税期日

非居住者へ支払った日の翌翌月の15日までに内国歳入庁に納付しなければならない。また、所定のフォーム(IR 37/A/B/C/D)にて内国歳入庁へ通知する。

支払日とは、契約書により支払義務が発生した日、会計上未払計上した日または実際の支払日のいずれか早い日と定義されている。

納付遅延に対するペナルティ

源泉税が規定期間内に納付されなかった場合は、未納税額の5%のペナルティが課される。納税期限後30日以内に納付されなかった場合は、1ヶ月経過毎にさらに1%の追加ペナルティが課される(最大15%を限度とする)。

源泉税率

所得の種類	国内法による税率	日星租税条約
借入金や債務に関連する利子、コミッション、手数料その他の支払	15%(*1)	10%(*4)
動産の使用の対価としての使用料または一時金(*5)	10%(*1)	10%
科学的、技術的、工業的、商業的な知識、情報の使用または使用権の対価	10%(*1)	10%
動産の使用の対価としての賃貸料その他の支払	15%(*1)	10%(*4)
テクニカルアシスタントフィー／サービスフィー	法人税率(17%)(*2)(*3)	規定なし
マネジメントフィー	法人税率(17%)(*2)(*3)	規定なし
配当	N/A	-

- (*1) シンガポールにおいて事業を行わない非居住者に対して支払われる場合の源泉徴収税率(シンガポールにおける最終税額)。他方、シンガポールにおいて事業を行う非居住者に対して支払われる場合には、非居住個人に対して20%、非居住法人に対して法人税率(17%)が適用される。
- (*2) 非居住個人に対して支払われる場合には20%の税率が適用される。
- (*3) シンガポールにおける最終税額ではないため、当該収入に対する直接費用を控除して算定した課税所得によって最終税額を算出することによって、源泉税額との差額について還付手続きができる。
- (*4) 租税条約の適用を受ける場合には、源泉徴収義務者は非居住者から **Certificate of Residence (COR)** を受領し、IRASに提出する必要がある。

外国税額控除

概要

シンガポールの外国税額控除には、双務協定による外国税額控除(租税条約を締結している国)、片務的外国税額控除(租税条約を締結していない国)に区分される。

双務協定による外国税額控除

租税条約に基づく外国税額控除。シンガポール居住者にのみ適用される。

片務的外国税額控除

シンガポール居住者にのみ適用され、租税条約を締結していない国からの以下の所得に対して適用される。

- ・ 他の国において行なわれたプロフェッショナル、コンサルティング及びその他のサービスからの所得
- ・ シンガポールの居住者または恒久的施設によって直接または間接的に負担されていない、またはシンガポールで発生した、またはシンガポールで稼得した所得から控除されないロイヤルティ
- ・ 配当
- ・ 雇用所得、及び
- ・ シンガポール居住法人の海外支店の利益

なお、2009賦課年度からシンガポール居住者が租税条約非締結国からシンガポールにて受領した全ての海外源泉所得に対して当該外国税控除が認められる。

外国税額控除の計算

控除限度額は、支払外国税額とシンガポールにおける法人税のいずれか低い金額。計算は国ごと、所得の種類ごとに計算する。

外国税額控除プーリング

2012賦課年度より、外国税額控除のプーリング制度が認められている。この制度を適用した場合、送金された海外源泉所得は国ごと、属性ごとに計算されるのではなく、プーリングベースで計算することができる。居住法人は次の条件を満たせば、送金された海外源泉所得をプーリング制度に含めることができる。

- ・ 海外源泉所得に源泉地国での課税がなされていること(当該外国で税優遇措置を取得した結果免税となった場合は課税されたとみなされる)
- ・ シンガポールで受け取った年度において、源泉地国の最高税率が少なくとも15%であること
- ・ 海外源泉所得にシンガポール税が課せられ、納税者がシンガポール法人所得税法下で外国税額控除が認められること

利益の送金

シンガポールでは、海外への配当の送金または支店の利益送金に関して追加税は課されない。

インセンティブ

概要

税の軽減や免税という方法で、様々な税務インセンティブが所得税法並びに経済拡大奨励(所得税免除)法に規定されている。主な税務インセンティブの概要は以下のとおり。

- (1) リージョナル・ヘッドクォーター・アワード(RHQ) — シンガポールに多国籍企業の本社機能誘致を目的とした優遇措置で、適格増加所得に対して15%の優遇税率が適用される。優遇措置期間は、最大5年間である。
- (2) インターナショナル・ヘッドクォーター・アワード(IHQ) — RHQアワードより上位のインセンティブ。優遇税率(0%~10%)及び優遇措置期間(5~40年)はシンガポール経済開発庁(EDB)との交渉により決定される。
- (3) 金融財務センター(Finance and Treasury Centre—以下FTCと称する)
 - 以下について5%または10%の軽減税率の適用。
 - ・ 認可ネットワークカンパニーへの適格FTCサービスの提供により受領した所得及び自己の勘定で行う適格活動から得られる所得
 - ・ 株式、社債、外国為替売買、金利スワップ、金融先物／オプション等の取引から発生した利息、配当及び収益に対して10%の優遇税率が適用される。

また、適格FTC活動のために使用される、海外金融機関及び認可ネットワークカンパニーからの借入についての支払利息の源泉税の支払が免除される。優遇措置期間は5年から10年で延長も認められる。

- (4) グローバル・トレーダー・プログラム (Global Trader Programme) — 以下 GTP と称する) — 認可グローバル・トレーダー会社は適格取引からの所得に対して10%または5%の優遇税率が3～5年間適用される。
- (5) 海運会社の所得 — 海運会社がシンガポール船籍によって旅客、郵便、家畜あるいは物品 (以下旅客等) のシンガポール港の海域外での輸送から稼得した所得、またはシンガポール船籍によるシンガポール港海域外での牽引または海難救助活動からの所得あるいはシンガポール船籍のチャーター所得は免税となる。外国船籍による旅客等のシンガポールへの輸送 (ただし、積み替えの目的の輸送は除く) からの所得も免税となる。
- (6) 認定国際海運会社 — 認定国際海運会社が外国船籍によって旅客等のシンガポール港の海域外からの輸送から稼得した所得、外国船籍のチャーターからの所得で当該外国船籍がシンガポール港の海域外で旅客等の輸送に使用される場合のチャーター所得あるいは外国船籍によって積み替えの目的のためのみのシンガポールへの旅客等の輸送から稼得した所得は免税となる。

投資保有会社

投資保有会社とは、その会社の主たる活動が投資活動または不動産の賃貸事業あるいは不動産信託の受託者でありその収益がそれらの活動から発生している会社をいう。投資保有会社は、投資収益に直接貢献する一定の費用のみ損金算入が認められる。税務上の減価償却 (キャピタルアローワンス) は認められず、欠損金の繰越も認められない。

移転価格税制

シンガポールの移転価格税制は基本的にOECDガイドラインに準拠している。IRASより、2006年2月から2009年2月にわたり4つのガイドライン (Circular) が公表されていたが、2015年1月6日に当該4つのガイドラインを1つにまとめた新ガイドラインがリリースされた。新ガイドラインでは、従前のガイドラインの内容に加えて、同時文書化の要件や各種移転価格調整等に関する新たな事項も明文化されている。

【内容】

- ・ 独立企業原則 (移転価格算定方法、レンジの適用等)
- ・ 移転価格文書化 (同時文書化の必要性、文書化に含めるべき情報の例示)

- ・ 移転価格ガイドライン対応状況の調査目的及びその手法
- ・ 相互協議(MAP)の手続き
- ・ 事前確認制度(APA)の手続き
- ・ 移転価格に関連する各種調整について
- ・ 関連者間サービス取引に係る判断基準、対価算定方法等
- ・ 関連者間ローンに係る独立企業間原則の適用、対価算定方法等
- ・ 恒久的施設に対する利益の帰属について

なお、新ガイドラインは所得税法section34D(独立企業原則に関する条項)に基づいている。よって、関連者間取引が独立企業間価格で行われない場合、IRASは所得税法section33に拠らず更正ができる。

今後もシンガポールにおける移転価格税制については、IRASより厳格な対応を求められることが予想されるため留意が必要である。

過少資本税制

過少資本税制はない。

タックス・ヘイブン税制

タックス・ヘイブン税制はない。

間接税

概要

Goods and Services Tax(以下GSTと称する)とは、GST登録業者によってシンガポール国内での消費のために供給された物品及びサービス並びにシンガポールに輸入された物品に対して課せられる間接税で現行の標準税率は7%である。1年間の課税対象売上金額がS\$1百万を超える業者はGST登録する義務がある。また1年間の課税対象売上金額がS\$1百万以下の場合でも条件付きで任意登録を行うことができる。GSTの申告は通常3ヶ月単位で行うが、1ヶ月または6ヶ月とすることもできる。GST申告書はComptroller of Goods and Services TaxからGST登録業者に発行され関連期間終了日から1ヶ月以内に提出しなければならない。シンガポールのGSTは、インボイス方式のためタックス・インボイスに不備がある場合に還付が認められないので注意が必要である。

取引の種類

- (1) 国内取引は、標準税率(現行7%)である。
- (2) 輸出取引は免税(0%)である。ただし、輸出関連書類が全て整っていない場合は、標準税率で課税される。
- (3) 国際サービスは、免税(0%)である。
- (4) 非課税取引には住宅用不動産の販売並びにリースあるいは金融サービス(貸付、前渡、通貨の両替、持分証券の発行または譲渡、生命保険の発行、譲渡または再保険契約の提供または譲渡)がある。
- (5) 課税対象外取引には第3国間取引、保税倉庫内売買、個人取引等がある。

インプット・タックス

インプット・タックスとは、事業目的での物品またはサービスの購入に際して支払われたGSTをいう。特定のインプット・タックス(娯楽またはスポーツ目的のクラブ申し込み料、医療費、医療保険並びに傷害保険の保険料、車両の購入及びその維持費等)を除き課税供給を行うために使用した物品またはサービスに関わり支払ったGSTは還付できる。ただし、GST登録業者でない者は、インプット・タックスは還付できない。

アウトプット・タックス

アウトプット・タックスとは、シンガポール国内における物品またはサービスの供給に対して課すGSTをいう。徴収したアウトプット・タックスは税務当局へ納付する。

タックス・インボイス

GST申告書においてインプット・タックスの還付を行う場合、タックス・インボイスまたは簡易タックス・インボイスを保持しなければならない。タックス・インボイスには、“Tax Invoice、GST登録番号、インボイス発行日付、会社名、住所等”を記載しなければならない。GSTを含む供給の金額がS\$1,000以下の場合、簡易タックス・インボイスを発行することができる。

供給時期(Time of Supply)

供給時期(Time of Supply)とは、入金した時点、あるいはインボイス(タックス・インボイスに限らない)が発行された時点のいずれか早い時点をいう。

メジャー・エクスポーター・スキーム (Major Exporter Scheme)

メジャー・エクスポーター・スキーム (Major Exporter Scheme – 以下MESと称する) を取得した場合は、輸入時に課せられるGSTが免除される。MESの適格要件は、以下のとおりである。

- ・ 0%課税供給が総供給の50%超であること。もしくは、0%課税供給が過去12ヶ月でS\$10百万を超えていること。
- ・ 良好な内部コントロール及び適切な会計記録を保持すること。
- ・ IRAS及びシンガポール関税に対して法令順守していること。

MESステータスは3年間与えられ、更新が可能である。なお、2013年1月1日以降、新規取得、もしくは更新する場合には、Assisted Self-help Kit (ASK) による宣言書 (Declaration) の提出が必要である。ただし、Assisted Compliance Assurance Programme (ACAP) ステータスを持つ場合には、ACAPレビューの結果を提出することで代えることができる。

ゼロGST倉庫スキーム (Zero GST Warehouse Scheme)

ゼロGST倉庫スキーム (Zero GST Warehouse Scheme) のもとでは、ゼロGST倉庫への輸入及びゼロGST倉庫での貯蔵に対してGSTは課されない。ゼロGST倉庫からシンガポール国内に持ち込まれた時点でGSTが課される。

間接輸出の取扱い

間接輸出が免税 (0%) として取扱われるためには規定された書類を保持しておく必要がある。規定された書類が全て整っていない場合は、輸出免税が認められないため7%の標準税率の対象となる。

貸倒れ・返品の手扱い

貸倒れに関わるGSTは、一定の要件 (当初の供給日から1年を経過していることまたは会計上不良債権として償却済みであること等) を満たせば還付される。返品に関しては、クレジットノートの発行または発行済みの領収書の取り消し等により顧客から徴収したGSTを返還した後、先に納付したGSTの還付請求を行う。

租税条約

概要

シンガポールは、同一所得に対する二重課税負担を軽減する目的で、約70の国々と二重課税回避条約を締結している。これらの条約は、原則として経済開発機構契約(OECD)の基本アプローチに従ったものであり、源泉国が課税の優先権を有し、他方、居住国は免税もしくは源泉国で所得に課された税金の外国税額控除を適用することが規定されている。

恒久的施設の定義

「恒久的施設」とは、事業の全てあるいは一部が行われている一定の場所であり、以下のものを含む。

- (1) 事業の管理の場所、支店、事務所
- (2) 工場、倉庫、作業場、建築工事現場
- (3) 農場、植林地、鉱山その他天然資源を採取する場所

さらに、自らに代わって以下の行動をする者をシンガポールに有している者は、シンガポールに恒久的施設を有しているとみなされる。

- (4) 契約を締結する権限を有しており、かつ、この権限を反復して行使する
- (5) その者に代わって引渡しを行うために物品または商品を保有する

その者またはその者によって支配されている企業のためにのみ(あるいは専ら)注文を反復して受ける。

恒久的施設

恒久的施設の概念は、租税条約の中でも規定されている。一般的に以下の活動は恒久的施設に含まれない。

- (1) 外国企業に属する物品または商品の保管、展示または引渡しのためにのみ施設を使用すること、並びにそれらの物品を保有すること
- (2) 外国企業に属する物品または商品の在庫を他の企業による加工のためにみに保有すること
- (3) 外国企業のために物品または商品を購入しまたは情報を収集することのみを目的として事業を行う一定の場所を保有すること

- (4) 外国企業のためにその他の準備的または補助的な性格の活動を行うことのみを目的として事業を行う一定の場所を保有すること
- (5) 上記に掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として事業を行う一定の場所を保有すること(ただし、当該一定の場所におけるこのような組み合わせによる活動が準備的または補助的な性格のものである場合に限り)

さらに外国企業は、通常の方法でその業務を行う仲介人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じてシンガポールにおいて事業活動を行っている理由のみでは、シンガポールに恒久的施設を有するものとされない。

上記のいずれにも該当せず、企業に代わって行動する者(独立の地位を有する代理人を除く)が、シンガポールにおいて当該外国企業の名において契約を締結する権限を有し、且つ、この権限を反復して行使する場合には、当該外国企業は、シンガポールに恒久的施設を有するものとみなされる。

シンガポールの居住者である企業が、他方の締約国の居住者である企業もしくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるか否かを問わない)を行う企業を支配し、またはこれらに支配されているという事実のみによっては、シンガポールに恒久的施設を有しているとはみなされない。

事業所得

外国企業がシンガポールにある恒久的施設を通じてシンガポール国内で事業を行う場合は、その外国企業の所得はシンガポールで課税される。その場合、当該外国企業は、シンガポールの恒久的施設に帰せられる部分に対してシンガポール所得税が課される。恒久的施設がシンガポールにある場合、当該外国企業のために物品または商品の単なる購入または購入と輸送を行ったことを理由としては、いかなる利得も当該恒久的施設に帰せられることはない。

海運及び航空運輸

船舶または航空機を国際運輸に運用することによって、あるいは、内陸水路運輸に従事する船舶を運用することによって取得する利得に対しては、企業の実質的管理の場所が存在する締結国においてのみ租税を課することができる。租税条約の大部分は、その国で発生したこのような利得に対して免税規定を設けている。免税範囲が全額か部分的かは、関連する租税条約によって異なる。

配当

配当が租税条約締結相手国の居住者に支払われる場合、当該相手国で課税される。租税条約は、通常配当支払に関わる源泉税率の引き下げを規定しているが、シンガポールでは配当に対する源泉税は課されない。

利子

租税条約の相手国に支払われるシンガポールで発生した利子は、その相手国で課税される。しかし、当該利子は、シンガポールに源泉のある所得であるため非居住者への支払は、源泉税の対象となる。租税条約では、この税率の引き下げを規定しているが、その税率は租税条約によって異なる。

使用料(ロイヤルティ)

租税条約上の使用料とは、著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図形、秘密方式もしくは秘密工程の使用もしくは使用の権利の対価として、あるいは、産業上、商業上もしくは学術上の経験の使用もしくは使用の権利の対価として受領する全ての種類の支払金をいう。租税条約の中には、この支払金の範囲を文学上、美術上もしくは学術上の著作権(映画フィルムを含む)の使用もしくは使用の権利にまで拡大しているが、一方、これらの適用除外を明示している租税条約もある。シンガポールで発生した使用料は、シンガポールの源泉税が免除あるいは軽減されている場合もあるが、詳細は個々の租税条約を参照しなければならない。

税務調査

概要

税務調査の対象者は、システマティック法により選定され産業別及び職業別に行われる。調査の対象は、消費税(GST)、法人税並びに個人所得税である。

税務調査の方法

調査手順としては、内国歳入庁が納税者に対して税務調査の対象に選定された旨連絡する。調査では、質問及び会計記録を調査して、修正事項があればその内容が通知され、その後に税額更生の決定通知が発行される。

会計記録の保管

納税者は、取引、事業、専門職業または商売を継続する場合、所得並びに損金算入額につき容易に確認できるよう十分な会計記録を5年間(2008賦課年度より従来の7年から5年間に短縮された)保管しなければならない。会計記録をイメージング・システムまたは電子書式で保管してもよい。

罰則

罰金は、正当な理由または恣意性の有無により追加税額の**100%～400%**となっている。また、**200%以上**の罰則には、罰金または**3年**(または**5年**)以下の禁固刑またはその両方が課される。なお、内国歳入庁は、自発的開示を奨励しており、その場合は罰則が軽減されることもある。

事前裁定制度

概要

事前裁定制度とは、所得税法の規定が納税者により提案された取引にどのように適用されるかに関する書面による解釈である。

拘束力

裁定は、その申請者及び対象となった特定の取引または年度、期間または裁定において記述されている所得税法の規定についてのみ適用される。また、発行された裁定に記述された税法規定の適用につき税務官を拘束する。

有効期限

裁定の中に記述された期間内に当該取引が行われなかった場合は、その裁定は無効となる。

裁定取得の所要期間

一般的に8週間以内に発行される。内容が複雑な場合は、8週間を超える旨税務官から連絡される。また、IRASが同意する場合には、追加**Fee**を払うことにより、期間を短縮することが可能である(**express ruling**)。

パートナーシップの税制

パートナーシップの課税

パートナーシップは、税務上独立した課税対象とはならない。したがって、パートナーシップの利益は、個々のパートナー段階で課税される。パートナーがシンガポール居住個人である場合は、個人所得としての累進税率が適用される。パートナーがシンガポール非居住個人の場合は、シンガポールでの通商、事業あるいは専門職業を遂行したパートナーシップの利益持分に対して **20%**の税率で課税される。

その他の税金、負担金及び賦課金

印紙税

印紙税は、シンガポールで設立された会社の株式または持分有価証券の譲渡及び不動産に関連する賃借、譲渡及び抵当に対して課される。印紙税は、契約書に定めがない場合は、印紙税法の付表に定める者が負担する。

企業の再編または合併における不動産並びに株式の譲渡及び金融機関の抵当権の譲渡に関わる書類に対する印紙税は、一定の要件を満たせば免除申請によって免税となる。また**2015年3月31日**までのM&A取引に係る印紙税は、一定の要件を満たせば、**1年に20万シンガポール・ドル**を上限として印紙税が免税とされる。ただし、**2015年4月1日**より、上限額が**4万シンガポール・ドル**と改訂されている。シンガポール不動産の上場REITsへの譲渡及びシンガポール国外の不動産を保有するシンガポール会社の株式の**100%譲渡**についての印紙税は**2015年3月31日**まで印紙税が免除される。ただし、**2015年4月1日**以降、当該免除の適用はない。

居住用不動産を購入から**4年**以内に売却する場合には、売却者にも印紙税が課される。

不動産税

不動産税は、不動産に対して課される税金であり、税率は、年評価額の**10%**である。ただし、所有者自らが居住する居住用不動産に対しては**16%**までの累進課税、所有者自らが居住しない居住用不動産に対しては**20%**までの累進課税が適用される。不動産税は、その不動産の所有者に納税義務があり毎年**1月**末までに納税する必要がある。ただし、自動引き落としシステム(GIRO)による**12回**の月次分割納税も認められている。

遺産税

遺産税は、**2008年2月15日**以降の死亡から廃止された。

物品税及び関税

シンガポールは、一部の限定された項目以外の輸入品に対して免税となっている。輸入関税の対象となっている品目は、石油製品、車両、酒及びタバコである。関税率は、特定の税率もしくは従価税となっている。シンガポールからの輸出品については関税はない。

技能開発基金税

技能開発基金税法に従って、雇用主は全ての従業員に対してその報酬額の**0.25%**(ただし、報酬の限度は**4千5百シンガポール・ドル**で**1名あたりS\$2**が最低額)を賦課金として納付しなければならない。報酬は、給与、コミッション、ボーナス、残業手当、諸手当及びその他の現金で支払われる経済的利益を含む。

外国人労働者賦課金

雇用主は、労働許可書を保有する外国人熟練労働者**1人**につき毎月賦課金を支払う義務がある。これらは、**Sector**及び**Tier**別に金額が定められている。

第4章

個人所得税

納税者の区分(居住・非居住者)

シンガポールの居住、非居住に関わらず、シンガポール源泉所得を有する個人が納税義務者となる。

居住者とは、シンガポール滞在が一暦年で**183日**以上の者、または、暦年において**183日**未満であっても足掛け2暦年にわたり連続して**183日**以上に滞在する者、あるいは足掛け3暦年以上にわたって滞在する者である。居住者以外の者を非居住者という。

申告・納税事務手続き

課税年度は**1月1日**から**12月31日**。毎年1月頃に前年度のための個人所得税申告書(居住者用は**Form B**、非居住者用は**Form M**)が送付される。

雇用者である会社は、個人の給与所得等の明細書である**Form IR8A**を**3月1日**までに作成する。**YA2015**では**12名**以上の従業員がいる会社は**Form IR8A**を電子申告することとされている。**Form B**(または**Form M**)と**Form IR8A**は**4月15日**(**E-Filing**の場合は**4月18日**)までにシンガポール内国歳入庁(**IRAS**)に提出しなければならない。その後、**IRAS**から賦課決定通知が届くと、**1ヶ月**以内に納税する義務がある(**GIRO**による分割納税も可能)。

シンガポールでは、給与所得に対しては日本のような月々の源泉徴収制度はない。

税率

居住者の税率は以下のとおりである。

課税所得 (S\$)			税率 (%)	税額 (S\$)
2015 賦課年度 以降	最初の	20,000	0.0	免税
	次の	10,000	2	200
	最初の	30,000		200
	次の	10,000	3.5	350
	最初の	40,000		550
	次の	40,000	7	2,800
	最初の	80,000		3,350
	次の	40,000	11.5	4,600
	最初の	120,000		7,950
	次の	40,000	15.0	6,000
	最初の	160,000		13,950
	次の	40,000	17.0	6,800
	最初の	200,000		20,750
	次の	120,000	18.0	21,600
	最初の	320,000		42,350
	超	320,000	20.0	

非居住者の場合、**15%**を適用して算出した税額(各種所得控除は適用されない)と居住者と同様の計算によって算出した税額とのいずれか高い方の税額が適用される。

なお、2017賦課年度より税率変更が予定されている。

課税対象

シンガポール源泉所得が課税対象となる。一般的には、シンガポールでの雇用に起因する勤労所得及び経済的利益が課税対象となる。シンガポールでの雇用に起因する限り、シンガポール源泉所得となるので、たとえ支払地が日本であっても、かつ、シンガポールに送金されなくても課税対象に含まれる。なお、個人が受け取る、シンガポール国内の承認銀行及び認可金融機関からの預金利息は非課税である。

注意すべき課税対象は以下のとおりである。

日本の社会保険(健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険)と企業年金(厚生年金基金等)

社会保険の会社負担分は、日本とは異なり、原則として課税対象となる。ただし、以下の条件を全て満たす場合、会社負担分は非課税と理解されている。

- (1) 当該制度は政府による公的制度である
- (2) 当該年金の掛け金拠出は強制的である
- (3) 掛け金はシンガポールの会社・支店に付け替えられていない
- (4) 雇用主が投資持株会社または非課税組織ではない
- (5) 雇用主がcost plus mark-up方式を採用しているサービスカンパニーではない

なお、雇用主が上記の条件を満たすサービスカンパニーであり、かつ法人税について“normal trading company”として申告する場合は、当該雇用主のYA2016以降の会社負担分も非課税とされる。

会社が免税措置または優遇税率を受けている場合、IRASはケースバイケースで非課税とすることを検討する。

また、企業年金の会社負担分も原則として課税対象となる。ただし、NOR (Not Ordinarily Resident) ステータスが認められた場合、一定の条件の下、CPFの限度額に準じて会社負担分は非課税となる。

社会保険も企業年金も従業員負担分は課税対象となる。日本でも課税対象にはなるが、いわゆる社会保険料控除によって所得控除の対象となるので、結果的には課税所得にはならない点がシンガポールと異なる。

ストック・オプション

シンガポールでの勤務に関連してストック・オプションが付与されている場合、その権利の行使によって得た利益は権利行使時に課税対象となる。

- (1) 2003年1月1日前に付与されたストック・オプションの行使の場合、行使時点でシンガポール居住である場合のみ、シンガポールで課税対象となる。
- (2) 2003年1月1日以降に付与されたストック・オプションの行使の場合、付与時点でシンガポール居住であれば、行使時点の居住地に関わらずシンガポールで課税対象となる。この場合、帰国時に未行使であっても、原則としてその時点でみなし課税の対象となる。

帰省渡航費

優遇措置として、納税者及びその配偶者の一往復渡航費、並びに、それぞれの子供の二往復渡航費を限度として、その金額の20%のみが所得加算額となる。この範囲を超える渡航費は、全額所得加算となる。

また、その他の優遇措置として、パイオニアやOperational Headquarters (QHR) インセンティブを享受している企業の従業員は、帰省渡航費が免税となっている。ただし、2004年1月1日以降に新規にインセンティブを受けた企業あるいはインセンティブの更新を受けた企業の従業員については、免税措置は適用されない。

自動車関係

従業員に自動車が提供された場合、経済的利益の算出は以下のとおりとなる。

$$3/7 \times (\text{車両価格} - \text{残存価格}) / 10 + (\text{S\$}0.55 / \text{km} \times \text{私的利用距離})$$

(ただし、ガソリン代が会社負担の場合であり、従業員負担の場合はS\$0.45)

住宅の提供

会社が提供する住宅(会社の所有住宅、会社の借り上げ住宅共に)は、所得加算の対象となる。2014賦課年度以前は、家屋の年度評価額(通常は家具なし賃貸料の年額となる)、もしくは雇用所得の10%のうち少ない方が課税対象額となっていた。いずれの場合も個人が住宅に関して会社に支払う額(従業員一部負担)は加算額からマイナスされる。しかしながら2015賦課年度以降は、家屋の年度評価額から従業員一部負担額を控除した金額が課税対象となる。家屋の年度評価額に代えて、会社が支払う家賃の全額を課税対象額とすることも可能。

住宅が家具付きの場合は、家具に対してそれぞれ以下の算出額が課税対象となる。

Partially Furnished: 家屋の年度評価額×40%

Fully Furnished: 家屋の年度評価額×50%

ただし、従業員本人が賃貸契約を結び、会社から住宅手当として現金で本人に支給する場合は、支給額全額が課税対象となるので注意が必要である。

(例)

A氏はX社の従業員であり、年間S\$320,000の給与を受け取っている。また、A氏には住宅が提供されており、X社は年間S\$66,000(家屋:S\$48,000、家具:S\$18,000)の家賃を家主に支払っている。住居の年度評価額(Fully Furnished)はS\$40,000、IRASから好評されている家具の課税対象額合計はS\$2,622である。また、家賃の従業員一部負担額はS\$12,000。この場合の住宅関係を含めた課税所得は以下のとおりである。

2014賦課年度以前

加算:家屋		S\$	
①年度評価額			40,000
②本人の雇用職合計の10% $10\% \times [(320,000 \times 365/365\text{days}) + 2,622]$			32,262
① > ② ∴ ②			32,262
加算:家具			2,622
減算:従業員一部負担			12,000
住宅関連課税所得		S\$	22,884

提供された住宅の加算価値は、住宅の年間家賃よりも少ない報酬額の10%が限度となる。

ただし、取締役の場合で、会社から受け取る取締役報酬額が住宅の年評価額よりも少ない場合には、上記の10%の限度は適用されず、年評価額全額が課税対象額となる。

2015賦課年度以降

加算:家屋		S\$	40,000
加算:家具 $50\% \times S\$40,000$			20,000
減算:従業員一部負担			12,000
住宅関連課税所得		S\$	48,000

ホテルの提供

従業員がホテルでの宿泊を提供されている場合には、2014賦課年度以前は次の額が所得に加算されていたが、2015賦課年度以降は会社負担額から本人負担額を控除した金額が加算される。

	月額
本人、配偶者及び20歳超の子供	S\$250
8歳以上20歳以下の子供	S\$100
3歳以上8歳未満の子供	S\$50
3歳未満の子供	S\$25

さらに、ホテルでの宿泊期間に稼得した基本給与の2%が上記に加算される。

渡し切り手当(費用)

原則として従業員に支払われた手当は、課税対象となる。したがって、従業員の交際費は渡し切り手当とはせず、正確に精算することが望まれる。

会社が負担した個人所得税

会社が負担した個人所得税は、所得が発生した年の追加雇用所得として取扱われる。この場合、タックス・オン・タックス、すなわち、この会社負担税額を含めた総所得額に基づいて所得税額を再計算することになる。

ローンの利子

会社が従業員に低利または無利子のローンを提供した場合、次の条件を満たせば、みなし利子相当額は非課税となる。

- (1) 当該従業員は会社の重要な株主でないこと
- (2) 当該従業員は会社経営に対する支配力または影響力がないこと

従業員が第三者から借りたローンの利子の一部あるいは全部を負担した場合は、会社負担額は全額課税所得となる。

所得控除

勤労所得控除

	控除額	障害者の場合
55歳未満	S\$1,000	S\$4,000
55歳以上60歳未満	S\$6,000	S\$10,000
60歳以上	S\$8,000	S\$12,000

配偶者控除

	控除額	障害者の場合
配偶者控除	S\$2,000	S\$5,000

ただし、配偶者の所得が年間S\$4,000を超えないことが条件となる。

子供控除

	控除額	障害者の場合
以下に該当する場合	各S\$4,000	S\$7,500

控除の対象となる子供は、以下全てを満たすものである。当該子供に身体または精神的な障害がある場合には、障害者控除を適用できる。ただし、当該子供について、既に子供扶養控除を適用している場合には、障害者控除は適用できない。

- (1) 未婚であるもの
- (2) 賦課年度の前歴年中、16歳未満であるもの、または16歳以上である場合、全日制の大学、高校に就学中であるもの
- (3) 賦課年度の前歴年中に、S\$4,000を超える課税所得のないもの

両親扶養控除

	控除額	障害者の場合
同居の場合	S\$9,000	S\$14,000
別居の場合(シンガポールで別居)	S\$5,500	S\$10,000

障害者兄弟控除

控除の対象となる障害者が以下の条件を全て満たしている場合には、S\$3,500の障害者兄弟控除が認められる。ただし、他の者が当該障害者を対象とし、何らかの障害者控除を適用している場合には認められない。

- (1) 賦課年度の前暦年にシンガポールに居住しているもの
- (2) 賦課年度の前暦年の所得がS\$2,000を超えないもの
- (3) 賦課年度の前暦年に納税者と同居し同一の生計であったもの、もしくは納税者が扶養の為に前暦年にS\$2,000以上の支出をしていたもの

教育費控除

学問または専門的資格取得のためのコース受講費用または会議やセミナーの登録費用で、現在の職業に関連する費用は、S\$5,500まで控除が認められる。

また、現在の職業に関連しないものであっても、2年以内にそのコース、セミナーまたは会議に関連する職業に転職した場合には、その時点で控除が認められる。さらに、現在の勤務との結びつき関係を問わず、認可された資格取得のためのコース受講費用または会議やセミナーの参加費用にも適用される。

生命保険料控除

本人及び配偶者のための支払生命保険料は控除が認められる。ただし、控除限度額は保険金額の7%あるいはS\$5,000 (CPF拠出がない場合)のいずれか低い金額である。また、控除が認められるためには、保険契約日が1973年8月10日以降であり、かつ、当該生命保険会社がシンガポールに事務所または支店を有していることが求められる。

寄付金

特定の要件を満たす寄付は、所得から控除することができる。なお、寄付額の2～2.5倍相当額を所得から控除できるケースもある。

課税所得の計算

課税対象額から所得控除額を差し引き、税率を適用する。以下に例を記載する。

		YA2014		YA2015	
給与	S\$	320,000		320,000	
加算:住宅関連		22,884	342,884	48,000	368,000
控除:					
勤労所得控除		1,000		1,000	
配偶者控除		2,000		2,000	
子供控除		4,000	7,000	4,000	7,000
課税所得			335,884		361,000
税額計算					
S\$320,000に対して			42,350		42,350
残額 x 20%			3,176		8,200
税額合計(納税額)	S\$		45,526		50,550

短期滞在者の課税

非居住者であり、かつ、シンガポールでの雇用が1年間に60日を超えない場合は納税義務が発生しない(短期滞在者特例)。ただし、短期滞在者特例は会社の取締役には適用されない。

短期出張の就労日数が**60日**を超えた場合でも、日星租税条約の以下の条件を全て満たせばシンガポールでの課税は免除される。

- (1) 滞在日数が継続するいかなる**12ヶ月**においても合計**183日**を超えないこと
- (2) その報酬が日本の居住者またはこれに代わるものから支払われていること
- (3) その報酬がその支払者の有するシンガポールの恒久的施設に負担されていないこと

シンガポールにおいて免税措置を受けるためには、日本の税務当局の認証を受けた居住証明書をIRASに提出することが必要である。

地域代表者 (Area Representative)

地域代表者とは、非居住の雇用主によって雇用され、地理的便宜のためにシンガポールにそのベースを置いており、要請に応じてシンガポール国外で業務を提供する者である。

シンガポールでの課税対象所得は、実際にシンガポールに滞在している日数に基づいて計算される。ただし、シンガポールにて与えられる経済的利益は按分対象とはならない。

なお、上記取扱いは地域代表者の給与及び諸経費がシンガポールの恒久的施設に直接、間接的に計上されていないこと等を前提としている。

NORスキーム

域内を広く活動する方を考慮して、以下の要件を満たす方に、**NORスキーム**の認定を与える。認定されれば、**5賦課年度の間**、海外出張期間に対応する所得の非課税、海外非強制年金の会社負担掛金の免税（一定の要件あり）が認められる。なお認定には、シンガポール源泉雇用所得総額は**160,000シンガポール・ドル**以上であることが必要となる。

- (1) シンガポール国民または永住権者ではない
- (2) 適格初年度にシンガポール居住者かつ
- (3) 適格初年度の直前**3年間**は非居住者
- (4) シンガポール国外の滞在日数(ビジネス目的)は**90日以上**(「海外出張期間に対応する所得の非課税」についてののみ)

第5章

会計と監査

シンガポールの会計原則

シンガポールの会計原則は、Financial Reporting Standards(以下FRSと称する)及びInterpretations of Financial Reporting Standards(以下INT FRSと称する)から構成される。FRS及びINT FRSは、会社法(Companies Act)によって企業が遵守すべき会計原則であると位置づけられている。FRSの内容は、International Financial Reporting Standards(国際財務報告基準)とほぼ同じである。

帳簿組織・会計帳簿の保存

帳簿組織は、一般に、総勘定元帳と補助元帳から構成される。主な補助元帳は、現金出納帳、銀行勘定帳、売掛金元帳及び買掛金元帳等である。日本のような手形取引は一般的ではない。

会計帳簿類の保存期間は、会社法及び税法により5年と規定されている。

決算業務

基本的には日本での決算業務と変わらない。主要な勘定科目に係る決算業務は以下のとおりである。

現金

実査を行い、帳簿残高との整合性を確認する。

銀行預金

残高証明書を手入れし、帳簿残高との整合性を確認する。差異のある場合には、銀行残高調整表を作成する。

売掛金

残高確認状を送付・入手し、帳簿残高との整合性を確認する。差異のある場合には、差異調整表を作成する。

個別に回収可能性を検討し、必要に応じて貸倒引当金を設定する。

棚卸資産

実地棚卸を行い、帳簿数量との整合性を確認する。数量の検証が終われば、帳簿価額と正味実現可能価額を比較し、いずれか低い方を期末の評価額とする（低価法の適用）。長期滞留品、陳腐化品に対して、評価損の設定を検討する。

固定資産

減価償却の計算を行う。また、ラインごと、事業部ごと等に収益性を検証し、減損の有無を調べる。

買掛金、未払金、未払費用

請求書、契約書等を確認し、計上漏れの有無を検証する。必要に応じて残高確認状を発送する場合もある。

未払税金、繰越税金

過年度の税金計算書等から課税所得を算定する上での加減算項目を把握する。税引前利益に加減算項目を加味し、税率を適用して未払税金を計算する。また、加減算項目から繰延税金資産または繰延税金負債を計算する。

本社勘定

残高確認を行い、本社の記録との整合性を確認する。差異があれば調整する。

主な会計基準及び日本基準との違い

会計基準一覧表

2015年1月1日以降開始する会計年度において適用される会計基準は以下のとおりである。FRS109金融商品は2018年1月1日より開始する会計年度より適用される。また、FRS115顧客との契約から生じる収益は2017年1月1日より開始する会計年度より適用される。

会計基準	タイトル
FRS 1	財務諸表の表示
FRS 2	棚卸資産
FRS 7	キャッシュ・フロー計算書
FRS 8	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬
FRS 10	後発事象
FRS 11	工事契約
FRS 12	法人所得税
FRS 16	有形固定資産
FRS 17	リース
FRS 18	収益
FRS 19	従業員給付
FRS 20	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示
FRS 21	外国為替レート変動の影響
FRS 23	借入費用
FRS 24	関連当事者についての開示
FRS 26	退職給付制度の会計及び報告
FRS 27	個別財務諸表
FRS 28	関連会社及び共同支配企業に対する投資
FRS 29	超インフレ経済下における財務報告
FRS 32	金融商品:表示
FRS 33	一株当たり利益
FRS 34	期中財務報告
FRS 36	資産の減損
FRS 37	引当金、偶発債務及び偶発資産
FRS 38	無形資産
FRS 39	金融商品:認識及び測定
FRS 40	投資不動産

FRS 41	農業
FRS 101	シンガポール財務報告基準の初度適用
FRS 102	株式報酬
FRS 103	企業結合
FRS 104	保険契約
FRS 105	売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業
FRS 106	鉱物資源の探査及び評価
FRS 107	金融商品－開示
FRS 108	事業セグメント
FRS 110	連結財務諸表
FRS 111	共同支配の取決め
FRS 112	他の企業への関与の開示
FRS 113	公正価値測定

財務諸表の表示

財政状態計算書本表に含まれるべき主な項目は下記のとおりである。

有形固定資産、投資不動産、無形資産、金融資産、持分法で会計処理された投資、生物資産、棚卸資産、営業債権及びその他受取債権、現金及び現金同等物、**FRS第105号**「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類される資産と、売却目的保有に分類される処分グループに含まれる資産との合計額、営業債務及びその他の支払債務、引当金、金融負債、税金債務、繰延税金資産及び負債、**FRS第105号**に従って売却目的保有に分類される処分グループに含まれる負債、少数株主持分、発行済資本金及び剰余金

包括利益計算書本表に含まれるべき主な項目は下記のとおりである。なお、包括利益計算書では、特別損益項目は認められない。

収益、金融費用、持分法投資損益、税金費用、非継続事業の合計に関する単一の金額、その他の包括利益の合計

税効果会計

財政状態計算書に計上されている資産及び負債の帳簿価額と税務上の帳簿価額との差額である一時差異に対して繰延税金資産または負債を認識する。

繰延税金負債は、原則として全ての将来加算一時差異に対して認識しなければならない。これに対して、繰延税金資産は将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金等に対して、それらを利用できる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で認識しなければならない。

外貨建取引

企業が活動する主たる経済環境において、当該企業の基礎的取引や事象、状況を反映する通貨を機能通貨と呼ぶ。企業は機能通貨を決定し、取引を機能通貨で測定する必要がある。

外貨建取引は原則として取引日レートで換算する。実務上は平均レートが使用されることもある。外貨建貨幣性項目は決算日レートで換算する。換算差額は当期の損益として処理する。外貨建非貨幣性項目は取引日レートで換算する。外貨での公正価値で測定されている非貨幣性項目は当該公正価値が決定された日の為替レートで換算する。

リース取引

リース取引は、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類される。ファイナンス・リースは、資産の所有に伴うリスクと経済的便益が実質的に全て移転するリースであり、それ以外のリースはオペレーティング・リースとなる。

日本基準ではファイナンス・リースを所有権移転と移転外に区分し異なる取扱いを規定しているが、そのような区分はない。

金融商品会計

基準の対象となる全ての金融資産は、「貸付金及び債権」、「満期保有投資」、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」、「売却可能金融資産」の4つに分類される。「貸付金及び債権」及び「満期保有投資」は償却原価で評価される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」は公正価値で貸借対照表に計上される。「売却可能金融資産」も公正価値で財政状態計算書に計上されるが、評価損益は資本に直入される。

基準の対象となる全ての金融負債は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」を除き、償却原価で評価される。

全てのデリバティブは公正価値で評価され、財政状態計算書に公正価値で計上される。

ヘッジ会計は、文書化や有効性の評価などの要件を満たす場合に認められる。公正価値ヘッジは、ヘッジ手段を公正価値評価する(評価損益は包括利益計算書に計上される)と同時にヘッジ対象を簿価修正する(修正額は包括利益計算書に計上される)ことによりヘッジ効果を反映する。一方、キャッシュ・フロー・ヘッジは、ヘッジ手段の評価損益を資本直入し、包括利益計算書への計上を繰り延べることにより、ヘッジ効果を反映する。

日本基準では、ヘッジ会計の方法は、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法(繰延ヘッジ)を原則とし、ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法(時価ヘッジ)も一部その採用が認められている。日本基準で時価ヘッジが認められるのは有価証券のみである。

減損会計

減損の兆候がある場合で資産の回収可能額が帳簿価額を下回る場合、回収可能額まで帳簿価額を切り下げる。なお、のれん及び耐用年数の確定できない無形資産・未だ使用可能な状態にない無形資産は原則毎期減損テストを行う必要がある。減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候がある場合には、減損の戻入を行う。ただし、のれんについては減損の戻入は行わない。

日本基準では、減損の兆候がある場合で、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、その帳簿価額を下回る場合に、減損を認識する。減損の戻入は認められない。

連結会計

株式の所有のみではなく、実質的な支配に基づいて連結範囲を決定する。支配の存在の検討の際には、潜在的議決権も考慮される。原則として、全ての子会社を連結する必要がある。また子会社の財務諸表は、連結手続きの中でシンガポールの会計原則に組み替えられる必要がある。次の4つの条件を満たす場合、連結財務諸表を作成する必要がある。

- (1) 親会社が他の会社の100%子会社であるか、または他の会社の子会社で少数株主が承諾していること
- (2) 親会社の負債証券または株式が公開市場で取引されていないこと

- (3) 親会社が当局に財務諸表をファイリングしておらず、かつ公開市場で負債証券または株式を発行する目的でファイリング準備中でないこと
- (4) 最終的なまたは中間にいる親会社が一般利用可能な連結財務諸表を作成していること

日本基準では、重要性のない子会社は連結の範囲から除外できる。また、連結財務諸表を作成する必要がない条件の規定はない。

企業結合会計

共通支配下の企業同士の企業結合の場合、または被取得企業が投資企業の子会社である場合を除き、企業結合に適用する会計処理方法を取得法に限定している。したがって、被結合資産・負債は、企業結合時の公正価値で買収企業に引き継がれる。

のれんは償却せず、每期減損テストを行う。また、負ののれんはただちに収益に計上する。

日本基準では、のれんは20年以内の期間で規則的に償却する。

法定監査と監査基準

シンガポールの現地法人及び支店は監査を受けなければならない。特定の株式公開会社を除き、中間監査や四半期レビューは義務付けられていない。駐在員事務所は監査は不要である。

シンガポールの監査基準は“Singapore Standards on Auditing”であり、基本的には国際監査基準と大きく異ならない。

ただし、2014年の会社法の改正により、以下の小会社に該当する会社は、監査が免除される。小会社とは、非公開会社で、かつ次の要件のうち2つの条件を満たす会社である。なお各要件は、当該会社が属するグループの連結レベルで満たしている必要がある。

- ・ 年間売上 S\$10百万ドル以下
- ・ 総資産額 S\$10百万ドル以下
- ・ 従業員数 50名以下

なお、当該監査免除の取扱い、は、2015年7月より適用されている。それ以前は、休眠会社及び売上高が年間5百万シンガポール・ドル以下のExempt Private Company(株主が個人であり、かつ20名以下の会社)について監査が免除されていたが、改正法の施行開始をもって削除された。

取締役の利害関係

取締役は、会社との特別の取引関係がある場合には、取締役会に報告する義務がある。取締役への貸付は原則として認められず、認められる場合であっても、株主総会による承認が必要となるため注意が必要である。また、総株主数の10%以上あるいは発行済株式総数の5%以上(金庫株を除く)の株主の要請があれば、取締役の報酬総額を株主総会で報告する必要がある。

取締役が取締役報告書の中で開示すべき事項については、年次報告書の項を参照のこと。

経営者確認書(Representation letter)

取締役は、監査報告書と同日付の経営者確認書を監査人に提出する必要がある。経営者確認書とは、財務諸表をシンガポール会計原則及び会社法に基づいて作成する責任が会社にあること等を確認する書類である。

監査人の独立性

2002年10月にPublic Accountant Board(現在のACRAの一部)は監査人の独立性に関する指針を発表した。これにより、監査クライアントに対する決算書の作成、会計データの作成または経理システムの構築サポート等の業務は、法定監査人の禁止業務とされた。

年次報告書

決算書の構成

取締役報告書(現地法人の場合)、取締役宣誓書(現地法人の場合)、監査報告書、財政状態計算書、包括利益計算書、株主持分変動計算書(現地法人の場合)、キャッシュ・フロー計算書及び注記となる。

取締役報告書には、取締役報告書日付における取締役の氏名、期末時点または会計期間中に会社株式等を取得できるアレンジメントの有無と対象取締役の氏名、期首・期末時点での会社株式の持株数と金額及び会計期間中に付与されているストック・オプションの概要が記載され、2名以上の取締役によって署名される。

取締役宣誓書には、包括利益計算書が会社の経営成績を適正に表示している旨、財政状態計算書が会社の財政状態を適正に表示している旨及び返済期限の到来する債務を返済できると信じることのできる合理的な理由が存在する旨が記載され、2名の取締役によって署名される。

定時株主総会による承認(現地法人の場合)

会社(非上場会社)は、監査済財務諸表について取締役会で承認する。その後、一般的に、会社は決算日から**6ヶ月**以内に定時株主総会を開催し、監査済財務諸表について株主に報告を行う。

年次Filing

現地法人の場合、定時株主総会から**1ヶ月**以内に、監査済財務諸表を**ACRA**に登記する必要がある。シンガポール支店の場合、日本本社の定時株主総会から**2ヶ月**以内に日本本社の英文財務諸表と合わせて、登記する必要がある。

登記にあたり、原則として全ての決算書を**XBRL**形式で提出する必要がある。ただし、支店の場合には**XBRL**形式での提出は要求されておらず、**PDF**にて提出することができる。

第6章

会社法

シンガポールの会社法は歴史的には英国の会社法制度を受継ぎ、1966年にマレーシアの会社法を基に制定された。以来幾多の改正を経て今日に至ったが、特に2003年、2004年及び2005年に行なわれた改正は建国以来の大改正といわれている。シンガポールを国際的な競争力のあるビジネスセンターにする為に、欧米の近代法を採り入れた制度改正となった。

株式

シンガポール会社法では授権株式制度はなく、原則として株主総会決議により新株発行が可能である。会社は定款に定めれば優先償還株式、優先配当株式、優先残余財産分配株式または他の種類株式を発行できる。また、会社が発行する株式は全て無額面株式である。制度改正に伴い施行日前に発行済みの額面株式は、施行日後は無額面株式として看做すことや施行日直前の日の株式払込剰余金及び株式償還積立金残高は施行日後、払込資本金として扱う等の経過規定が設けられた。

株主総会

法定創立総会

全ての有限責任の公的会社(Public Company)は開業日から数えて1ヶ月から3ヶ月の期間内に法定創立総会を開催しなければならない。

年次(定時)株主総会

- (1) シンガポール証券取引所に株式を上場または公開している会社は、暦年毎に、前回の年次株主総会日から数えて15ヶ月以内に、または決算日後4ヶ月以内のいずれか早い日に、
- (2) それ以外の会社は暦年毎に、前回の年次株主総会日から数えて15ヶ月以内、または決算日後6ヶ月以内のいずれか早い日に、その年の年次株主総会を開催しなければならない。
- (3) ただし、会社設立初年度については設立日から数えて18ヶ月以内、または決算日後6ヶ月以内のいずれか早い日に、第1回年次株主総会を開催すればよく、開催日は設立日が属する暦年を越えて、その翌年に開催してもよいと規定されている。

私的有限会社 (Private Limited Company) は会社法に定める他の規定に関係なく、株主総会において議決権を持つ株主全員の賛成決議があれば、年次株主総会を開催せず書面で代替することができる。

臨時株主総会

- (1) 会社の取締役会が必要な時に何時でも臨時株主総会の招集決議をし、法令及び定款に定められた招集期間を遵守する招集通知書を株主に対し発送することにより、臨時株主総会を開催することができる。
- (2) これに対して、株主が臨時株主総会の招集を要請する場合には、定款の如何なる規定に係らず、要請日現在において、株主総会で投票権が与えられる払込資本金の10%以上の投票権を有する株主は、会社の取締役会に対して臨時株主総会招集の要請書を提出することができる。

要請を受けた会社の取締役会は要請書受領日から2ヶ月以内に実効可能な限り速やかに臨時株主総会を開催しなければならない。

決議権

定款に特別の定めがない場合、決議方法が挙手によるときは1人1票、投票の方法によるときは1株1票として数え、所定の票数により決議する。

取締役

人数・年齢制限

取締役は1名以上で足りるが、上場会社の場合には3名以上の取締役が必要である。全ての会社は最低1人のシンガポールに居住する取締役を持たなければならない。会社の株主が1人の場合は取締役と株主の両者を兼ねることもできる。自然人で能力者であれば誰でも会社の取締役になれる。ただし公開会社の場合、70歳を超えて取締役となることはできない。

選任・退任または解任

取締役は株主総会により選任される。ただし定款の定めにより選任を取締役に委任することもできる。取締役は自らの意思で任期中であっても定款の定めに基づいて何時でも退任できる。ただし1人取締役の場合は替わりの居住取締役を任命しない限り、退任は無効になる。株主は株主総会の過半数の決議で何時でも取締役を解任できる。

任期

会社は定款に取締役の任期を定めることができる。任期満了後の再任は定款の定めによる。

取締役の責任

取締役には会社に対する忠実義務、善良な管理者としての義務、競業避止義務等が課せられる。取締役と会社との間の経済的な特別利害関係について関連する取引、契約または持株関係等一定の情報開示が要求される。

会社秘書役(カンパニーセクレタリー)

会社は設立日から6ヶ月以内に、最低1名の会社秘書役を選任しなければならない。主な業務としては、会社法上の登記事務手続、株主総会、取締役会の運営・議事録等の作成等である。会社秘書役はシンガポールに居住する自然人である必要がある。会社秘書役に取締役を選任することもできるが、取締役が1名しかいない場合には、兼務することができない。

ローカルエージェント

外国法人が支店を設置した場合には、シンガポールに居住する2名のローカルエージェントを指名する必要がある。また、ローカルエージェントはシンガポール会社法において行われた支店の全ての行為に対して責任を有し、違反行為によるペナルティに対して個人的に責任を負うとされている。

会社の決算と配当

会社の取締役会は会社設立後、初年度は18ヶ月以内に、その後は暦年に最低1回、前回の株主総会日から数えて15ヶ月以内に株主総会を開催し、前期以後の損益計算書及び貸借対照表を以下の日付において作成し株主総会で会社に提出しなければならない。この場合、

- (1) シンガポール証券取引所の上場会社または公開会社は株主総会日から数えて4ヶ月を超えない日付
- (2) それ以外の会社は株主総会日から数えて6ヶ月を超えない日付

配当は会社の利益から配当をすることができる。会社法では、利益とは前期末繰越利益剰余金すなわち前期までの繰越欠損金を控除した後の利益をいうのか、

繰越欠損金はあっても当期に利益があれば取締役はその当期利益を財源として配当できるかについては法文上明確にされていない。当期利益を財源として配当した後に会社の財政が困難に陥った場合には、配当決議に賛成した取締役の責任が問われるということで処理されている。

会社の清算

裁判所による(法定)清算

裁判所は会社法に定める規定に従い会社、債権者、出資者、清算人、法律で定められた所轄大臣、法定管理人等の申請に基づき、会社を清算できる。

裁判所は会社が所定の条件に合致する場合、法定清算人を任命し清算業務を実施させる。

任意清算

(1) 株主による任意清算

会社は清算開始日より12ヶ月以内に負債の全てを返済できる見込みである場合には、定款の規定に基づいて株主総会の特別決議で会社の清算を決定できる。この場合、取締役は支払能力宣誓書を作成し、署名をしなければならない。株主総会で選任された清算人は登記所に登記され全ての清算業務を実施する。

(2) 債権者による任意清算

会社が債務超過等に陥り、債権者の債権回収が危ぶまれるとき、会社は債権者集会を招集し、債権者集会の決議で会社の清算を決定できる。

債権者集会で任命された清算人が会社によって任命された清算人と異なる場合、債権者は裁判所に申請して共同清算人とするか債権者集会で任命された清算人に変更できる。

シンガポールでの任意清算業務は、簡単な清算でも終了するまでに、実務的には約1年の期間を要する。

種類株式と金庫株（自己株式の取得）

会社は附属定款の規定等により、権利内容の異なる株式を発行することができる。また自己株式の取得も認められている。ただし、1年（定時株主総会から次回の定時株主総会）に取得できる自己株式は総株式数の10%の範囲内とされている。なお自己株式を取得するには、支払能力があることが求められており、具体的には

キャッシュ・フローの観点から支払可能であること、債務超過でないことが必要である。取得した自己株式は金庫株として保有することも可能であり、ただし総株式数の10パーセントを超えないこととされている。

組織再編・合併

組織再編の手段としては、事業譲渡による方法、スキームオブアレンジメントという裁判所の命令による方法での合併及び、会社の株主総会の特別決議による新設合併と吸収合併が認められている。

合併には合併計画案を作成し、合併しようとするそれぞれの会社の株主総会で特別決議により承認されなければならない。また、合併しようとするそれぞれの会社の取締役は、合併前及び合併後の会社の支払能力宣誓書を作成し、それに署名をしなければならない。シンガポール国内における持株会社と持分100%の子会社間、または同一グループ企業の100%子会社間での合併は、略式合併の方法によることができ、合併手続きが簡略化されている。

なお、シンガポール会社法の合併規定に基づいて、シンガポール会社法に基づいて設立された会社と外国法人を合併させることはできない。また、シンガポールの会社法には日本の会社法にある会社分割の規定はない。

減資

裁判所の承認を必要とする手続の他、裁判所の承認を必要としない減資手続が認められている。裁判所の承認不要の手続について、非公開会社の場合、通常、株主総会の特別決議、取締役による支払能力の証明、税務当局への通知、債権者保護のための公告、登記の流れを経て減資を行う。

付録

英語の略語一覧表（ABC順）

ACRA	Accounting & Corporate Regulatory Authority 会計企業統制庁
CPF	Central Provident Fund 中央年金基金
DSS	Department of Statistics Singapore シンガポール統計局
EDB	Economic Development Board 経済開発庁
EP	Employment Pass 就業許可証
FRS	Financial Reporting Standards 財務報告基準(シンガポールの会計原則)
FTC	Finance & Treasury Centre 金融財務センター
GIRO	General Interbank Recurring Order 銀行口座自動引落し
GST	Goods & Services Tax 物品・サービス税
GTP	Global Trader Programme グローバル・トレーダー・プログラム
IES	International Enterprise Singapore シンガポール国際企業庁(元貿易開発庁)
IRAS	Inland Revenue Authority of Singapore シンガポール内国歳入庁
LLP	Limited Liability Partnership 有限責任組合
MAS	Monetary Authority of Singapore シンガポール金融庁
MES	Major Exporter Scheme メジャー・エクスポーター・スキーム
MOM	Ministry of Manpower 人材開発省
OECD	Organization for Economic Co-operation & Development 経済協力開発機構
STB	Singapore Tourism Board シンガポール観光庁

連絡先

KPMGシンガポール事務所

16 Raffles Quay #22-00,
Hong Leong Building, Singapore 048581

T : +65 6213 3388

F : +65 6324 2881

<http://www.kpmg.com.sg>

田宮 武夫

T : +65 6213 2668

E : ttamiya@kpmg.com.sg

浅井 秀太郎

T : +65 6213 3375

E : shutaroasai1@kpmg.com.sg

Wei Meng Yow (ヨー ウエイメン) 日本語可

T : +65 6213 3075

E : wyow@kpmg.com.sg

細貝 奈央子

T : +65 6213 3490

E : naokohosokai@kpmg.com.sg

KPMG values

We lead by example

We work together

We respect the individual

We seek the facts and provide insight

We are open and honest in our communication

We are committed to our communities

Above all, we act with integrity

Contact us

KPMG Singapore Office

16 Raffles Quay #22-00,
Hong Leong Building,
Singapore 048581

T: +65-6213-3388

F: +65-6324-2881

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.